平成23年（2011年）5月12日
横須賀美術館評価委員会　資料2

美術館条例および「美術館活動の基本方針」との関係

横須賀市美術館条例
第1条（設置） 「美術を通じたさまざまな交流の機会を促進し、市民の美術に対する理解と親しみを深め、もって文化の向上を図るため、本市に博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく美術館を設置する。」

平成22年度の評価システム（改定案）	
使命	目標
Ⅰ美術を通じた交流を促進する	①広く認知され、多くの人にとって横須賀市を訪れる契機となる。
	②市民に親しまれ、市民の交流、活動の拠点となる。
Ⅱ美術に対する理解と親しみを深める	③調査研究の成果を活かし、利用者の知的欲求を満たす。
	④学校と連携し、子どもたちへの美術館教育を推進する。
	⑤所蔵作品を充実させ、適切に管理する。
Ⅲ訪れるすべての人にやすらぎの場を提供する	⑥利用者にとって心地よい空間、サービスを提供する。
	⑦すべての人にとって利用しやすい環境を整える。
	⑧事業の質を担保しながら、経営的な視点をもって、効率的に運営、管理する。

美術館活動の基本方針 （教育普及活動の方針）
美術館活動検討委員会
1. 知的好奇心の育成と充足 「現代に開かれた美術館」 2. 福祉活動の展開 「すべての人に開かれた美術館」 3. 学校との連携 「地域に開かれた美術館」 4. 市民との協働 「市民に開かれた美術館」 5. 子どもたちへの美術館教育 「未来に開かれた美術館」